

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 8 年 7 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号。以下「令和 8 年改正法」という。）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号。以下「令和 8 年改正令」という。）の施行に伴い、個人住民税、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税に係る様式及び記載要領等についての所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （１）社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- （２）少額投資非課税制度の拡充に伴い、所要の措置を講ずる。
- （３）特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- （４）個人住民税における各種控除の所得要件の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- （５）防衛特別所得税の創設に伴う所要の措置を講ずる。
- （６）銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の廃止に伴う所要の措置を講ずる。
- （７）地域間連系線の整備に係る費用負担相当額を一般送配電事業者の収入金額から控除する収入割の課税標準の特例措置の創設に伴う所要の措置を講ずる。
- （８）加熱式たばこへの課税方式の見直しに係る所要の措置を講ずる。
- （９）その他、令和 8 年改正法及び令和 8 年改正令の施行並びに国税の様式改正等に伴う所要の措置を講ずる。

3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。